

ID: 388

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	居宅介護サービス計画費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第46条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (居宅介護サービス計画費の支給) 第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 【基準】 根拠条文、法第46条第7項において準用する法第41条第2項及び法第41条第2項の規定による介護保険法施行規則第62条の規定による。 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 [介護保険法施行規則] (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-----------	-----------	---------	----------